学部·研究科の連続性に配慮した 教育課程編成の促進について

大学院教育の目的と養成する人材に求められる能力

設置基準上の目的

- ◆ 修十課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の 専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。(大学院設置基準第3条第1項)
- ◆ 博十課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業 務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。(大学院設 置基準第4条第1項)
- ◆ 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを 目的とする。(専門職大学院設置基準第2条第1項)

大学院が養成を担う「知のプロフェッショナル」が備えるべき力

※2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿(審議まとめ)より

- 最先端の知にアクセスする能力
- ・自ら課題を発見し設定する力
- ・ 自ら仮説を構築し、検証する力
- ・ 社会的・経済的価値を判断・創出する能力 ・ マネジメント能力
- ・ 高度な英語力を含むグローバル化に対応した 優れたコミュニケーション能力
- 倫理観

学士課程を通じて身に付けるべき普遍的なスキル・リテラシー

※2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)より

- ・ 論理性や批判的思考力
- ・ 広い視野
- コミュニケーション能力
- ・ 他社と共生する力

- 創告力
- ・変化への適応力
- ・ 主体性と責任感を備えた行動力
- ・ データ処理、活用能力

学部と大学院の連携に関するこれまでの議論等

分野を問わない全般的な言及

● 2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿~社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策~

(平成31年1月22日 中央教育審議会大学分科会 審議まとめ)

- 3. 大学院教育の改善方策
- ③各課程ごとに求められる教育の在り方

学士課程から修士課程に直接進学する者に対しては、社会経済の高度化・複雑化に伴い、要求される知識量等の増加に対応するために、学部段階の教育との有機的な接続を図ることが必要となってきている。

個別分野における言及

●未来を牽引する大学院教育改革~社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成~

(平成27年9月15日 中央教育審議会大学分科会 審議まとめ)

(人文・社会科学分野の大学院教育の在り方)

- 各大学院においては、産業界等との協働により、狭い専門分野の枠を超えたプロジェクト型科目や中長期インターンシップ等を取り入れるとともに、体系的・組織的な教育を一層積極的に進めることが重要である。これらの取組によって、学生の課題解決能力や他者と協働する力を向上させるとともに、人文・社会科学分野における大学院教育の意義に関する社会的認知度を向上させることなどが期待される。また、文理の垣根を越えた授業科目の開設や基礎教育カリキュラムの体系化を含めた学士・修士一貫教育を推進する取組も効果的であると考えられる。
- 工学系教育改革制度設計等に関する懇談会 取りまとめ (平成30年3月)
 - 3. 学部・大学院連結教育プログラムの構築に向けて(メジャー・マイナー制及びダブルメジャー制の導入)

今後の我が国の成長を支える産業基盤強化とともに、新たな産業の創造・イノベーションの創出を目指していくためには、国際競争力を備え、世界の学術界や産業界を牽引するリーダーとなる博士人材の活躍が必須である。

その際には,現行制度上可能な5年制博士課程を更に有効に活用するとともに,<mark>学士課程との連携を強化することも含めた人材育成を</mark>強力に進めることで,出口を見据えた工学・情報系の学術界の先端研究人材と産業界の先導実務人材の量的拡大・質的充実を図ることが必要である。(中略)

修士課程には、研究者等の養成の一段階として、高度な学習需要へ対応するという機能のほか、高度専門職業人の養成という機能が期待されている点に鑑み、既存の教育体制に加え、新たに学士・修士の6年一貫制教育も可能とする学部・大学院一貫教育システムを創設することが求められる。

学部・研究科の連続性に配慮した教育課程の促進に係る制度改正(大学設置基準等の一部改正) (案)

基本的な考え方

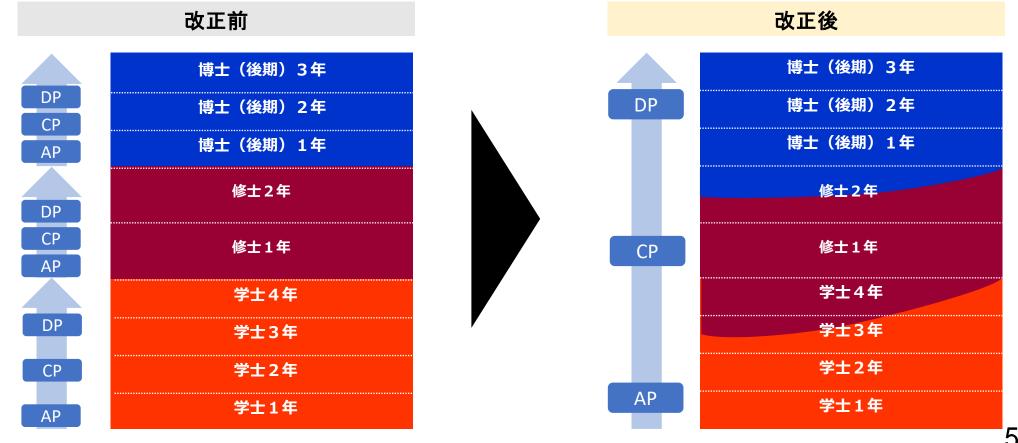
- ✓国内外における国際競争力の高まる一方で、少子化が加速する中、人文・社会科学系も含めて、専門知そのものを深掘り、広げることに加え、数理・データサイエンス・AIを適切に利活用し、総合知をもって社会課題を解決できる人材の輩出が求められている。
- ✓そのためには、学士課程から博士課程までを見通した体系的な教育課程の編成のもと、各課程の学びの密度を高める 必要がある。一方、現在は、同一の学位レベルの連携(横の連携)を促進する制度(共同教育課程や研究科等連係課程 等)は存在するが、上位の学位レベルとの連続性の向上を図る一般的な制度は存在していない※。
 - ※ 工学分野の連続性に配慮した教育課程については平成30年に導入。
- ✓ 大学院レベルの課程を見据えて、学士課程を構築することは、学士課程そのものの質と密度を高めるものである。例えば、大学院固有の教育方法である「研究指導」を受ける素地を養う観点から、学部段階から、複雑化した社会において課題を見出し、解決を図る訓練をしておくことは極めて重要である。
- ✓こうしたことを踏まえ、まずは、学士課程から博士課程までの縦の連続性の向上を図るための制度の整備を図ることとする。具体的には、各設置基準の教育課程の編成方針として、学部と研究科の連続性に配慮した教育課程を編成することを明記するとともに、連続性に配慮した教育課程を編成する学部と研究科を一つの単位として、3つの方針の策定を可能とすることとする。
- ✓これは、現行の標準修業年限を前提とした各課程の教育を有機的につなぎ、その質と密度を高めることを目的とするものであり、標準修業年限の短縮を一義的な目的とするものではない。
- ✓その上で、こうした<u>連続性に配慮した教育課程の編成の結果</u>、修士課程において30単位以上の修得と必要な研究指導を受ける等の現行の修了要件を満たすことを前提に、(4年+)1年以上2年未満の期間が修業年限として必要かつ十分なものであることを国として確認できる場合には、例外的に、大臣の認定により、修士課程の標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることなどを可能とすることとする。

1. 学部・研究科の連続性に配慮した教育課程の編成の促進

主な改正内容

- ✓大学設置基準等に定める教育課程の編成方針において、各大学は、その教育上の目的を達成するために必要があると 認められる場合には、学部における教育及び大学院の研究科における教育の連続性に配慮した教育課程(以下「連続 課程」という。)を編成することを明記する。
- ✓いわゆる3つの方針(卒業・修了認定の方針、教育課程の編成・実施に関する方針及び入学者受け入れに関する方針を いう。以下同じ。)について、連続課程を編成する学部及び大学院を一つの単位として策定可能とする。
- ※専門職大学及び専門職大学院についても同様の取扱いとする。

(改正のイメージ)



2. 連続課程特例認定制度の創設

制度創設の趣旨

効果的な連続課程の編成に係る実証的な成果を創出し、今後の更なる制度改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、標準修業年限等に係る特例を認める制度を創設。

特例の要件

- 次のア及びイの要件を満たし、<u>文部科学大臣の認定</u>を受けたときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、標準修業年限等に係る大学院設置基準の特例を認める。
 - ア <u>連続課程の編成に係る実証的な成果の創出に資する</u> 効果的な取組を行うため特に必要があると認められる 場合
 - イ 以下を行う大学であること
 - 当該効果的な取組を行う
 - -教育研究活動等の状況について自ら行う<u>点検、評価及</u> び見直しの体制の整備
 - 教育研究活動等の状況の<u>積極的な公表</u>並びに<u>学生の</u> 教育研究上適切な配慮を行う
- 他の大学との間で連続課程を編成する場合に係る上記の認定は 大学等連携推進法人の社員又は一定の要件を 満たす複数大学設置法人が設置する大学間において協議 会を設け、連携推進方針等に沿って編成される連続課程 に限ることとする。
- ※ 詳細は、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な特例制度や連携開 ・ 設科目制度に倣い告示で定める予定。
- ※ 専門職大学及び専門職大学院(法科大学院及び教職大学院を除く。)につい ても同等の取扱いとする。

特例の効果

具体的には、以下の特例を認める。

- ①<u>修士課程の標準修業年限</u>を<u>1年以上2年未満の期間</u> とすること
- ②大学院入学前に大学院の単位を修得した場合には、 修得時の大学院の入学資格の有無に関わらず、当該 単位数を勘案した<u>在学期間の短縮を可能</u>とすること

(改正後イメージ)

①大臣認定による修士課程の修業年限の短縮

学部4年

修士1年

②大臣認定による先取り履修に基づく在学期間の短縮

学部4年

先取り履修

修士1年

スキームのイメージ

効果的な取組を行 おうとする大学等



文部科学省

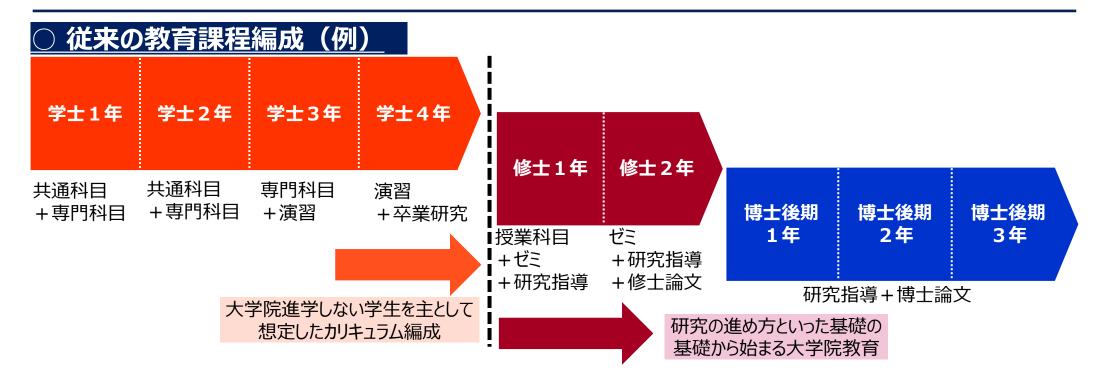


有識者会議

3. 施行期日

公布の日(令和8年3月中予定)

大学院修了を前提とした連続的な教育課程編成のイメージ

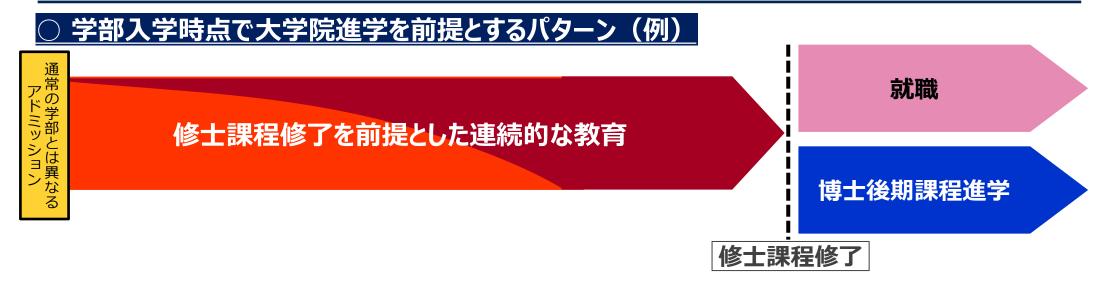


○ 大学院修了を前提とした体系的な教育課程編成のイメージ

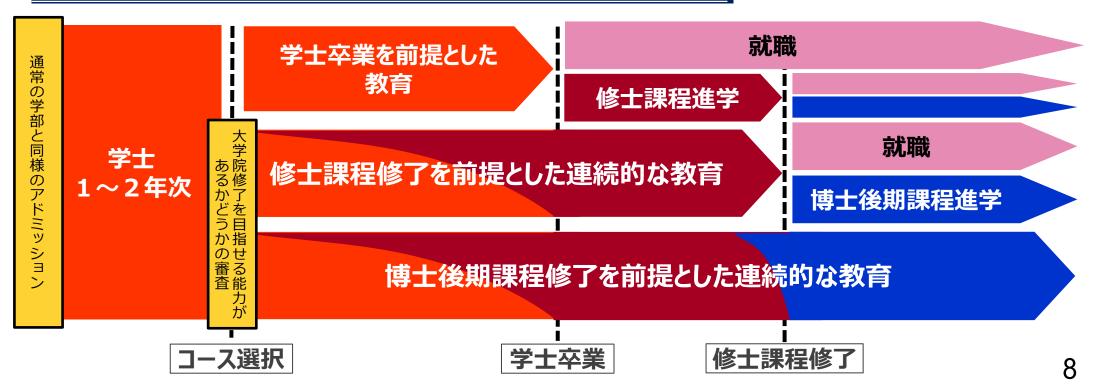


大学院修了を前提にすることで、学部の間から大学院レベルの課題発見能力、論理的思考力等を修得するためのトレーニングを実施

様々な教育課程編成の可能性



○ 学部の途中で大学院進学コースに切り替わるパターン(例)



大学院進学を前提とした教育課程における修業年限・在学期間について

- 学部の教育課程について、分野によっては学生が長期で就職活動を行うことが可能となっている。
- 大学院修了前提の教育課程にシフトした場合、これまで就職活動に使われていた時間を学生の学びに充てることが可能。
- このため、分野によっては、必ずしも6年間の在学期間を求めなくとも大学院レベルの学びを提供しうる。
- また、学生に大学院進学を勧める上では、単に「高度な学びが得られる」だけではなく、修業年限・在学期間を短縮することにより、「濃密な学びをこなせる人材」としての称号を与えることも一手。
- 加えて、「濃密な学びをこなせる大学院レベルの人材」が社会からも評価されれば、そういったロールモデルを見た学生が大学院進学を志すようになる、といった正の循環にもつながりうると考えられる。

○ 従来の教育課程編成(例)



- ✓ 学部·大学院ともに就職活動に時間を 取られることが前提
- ✓ 大学院における就活は修士1年の夏ごろから始まることも多く、大学院における学びを評価されているとは言い難い

○ 修業年限・在学期間短縮の可能性(例)

学士1年 学士2年 学士3年 学士4年 修士1年

- ✓ 学生は、大学院レベルの学びを一定程度修めた上で、適切な時期に就職活動を行う
- ✓ 学生は「濃密な学びをこなせる大学院レベルの優秀な人材」であることが保証され、企業等は優秀性が保証された人材を早期に確保できる

就活

〇大学設置基準 (昭和三十一年文部省令第二十八号) の改正イメージ

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記	(教育課程の編成方針) のとする。 のとする。 のとする。	改正後
記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	(教育課程の編成方針)	改正前

〇専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)の改正イメージ

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標刊	するものとする。	学院の研究科における教育の連続性に配慮した教育課程を編成	要があると認められる場合には、当該学部における教育及び大	5 専門職大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必	2 ~ 4 [略]	第九条 [略]	(教育課程の編成方針)	改正後
た標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。				[項を加える。]	2 ~ 4 [同上]	第九条 [同上]	(教育課程の編成方針)	改 正 前

〇大学院設置基準 (昭和四十九年文部省令第二十八号)の改正イメージ

收 正 後	改 正 前
目次	目次
第一章~第十二章 [略]	第一章~第十二章 [同上]
第十三章 学部との連続性に配慮した教育課程に関する特例(第十三章 雑則(第四十二条—第四十六条)
第四十二条)	
第十四章 雜則(第四十三条—第四十七条)	
附則	附則
(教育課程の編成方針)	(教育課程の編成方針)
第十一条 [略]	第十一条 [同上]
2 [略]	2 [同上]
	[項を加える。]
該研究科における教育の連続性に配慮	
程(第四十二条第一項において「学部との連続性に配慮した教	
育課程」という。)を編成するものとする。	
例第十三章 学部との連続性に配慮した教育課程に関する特	[章を加える。]
第四十二条 大学院を置く大学は、文部科学大臣が別に定めると	
ころにより、学部との連続性に配慮した教育課程の編成により	
院の研究科における教育	
と言うこか寺に公要があることののも場合によ、肖亥効果りの円滑な接続を図る実証的な成果の創出に資する効果的な取組	

及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況をともに、教育研究活動等の状況を受けることがでる場合にあつては、次の各号のいる。)が設置するもので、学院を置く大学が次のいずれかに該当するとので、学部との連続性に配慮した教育課程を編成するもので、学部との連続性に配慮した教育課程を編成するもので、学部との連続性に配慮した教育課程を編成するもので、対部との連続性に配慮した教育課程を編成するもので、対部との連続性に配慮した教育課程を編成するもので、対部との連続性に配慮した教育課程を編成するもので、対部との連続性に配慮した教育課程を編成するもので、対部との連続性に配慮した教育課程を編成するもので、対学の学部との連続性に配慮した教育課程を編成するもので、対学の学部との連続性に配慮した教育課程を編成するもので、対学の対学部との連続性に配慮した教育課程を編成するもので、対学の対域を関係を置いる方針に対するとの対域を関係を置く、対対が対域を関係を置いた、教育研究活動等の状況を対対が対域を対域を対対が対域を関係を受けることがであるというが、対対が対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対	携推進法人が策定する連携推進方針(当該大学等連携推進
成検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教育課程を編成すること。 「おっては、次の各号のいずれにも該場合に限る。」が設置するものに限る。」が設置するものに限る。」が設置するものに限る。」が設置するものに限る。」が設置するものに限る。」が設置するものに限る。」が設置するものに限る。」が設置するものに限る。」が設置するものに限る。」が設置するものに限る。」が設置するものに限る。」が設置するものに限る。」が設置するものに限る。」が設置するものに限る。」が設置するものに限る。」が設置するものに限る。」が設置するものに限る。」が設置するものに限る。」が設置するものは限る。」が設置するものは限る。」が設置するものに限る。」が設置するものに限る。」が設置するものに限る。」が設置するものに限る。」が設置するものに限る。」が設置するものに限る。」が設置するものに限る。」が設置するものに限る。」が設置するものに限る。」が設置するものに限る。」が設置するものは関連性に配慮した教育課程を編成すること。 相差を編成すること。 相差を編成することができる。ただの対象密な連携が確保さいるものに限る。」が設置するもの関で学部との連続性に配慮した教育課程を編成するものは表するとので学部との連続性に配慮した教育課程の編成が策定する学部との連続性に配慮した教育課程の編成が策定する学部との連続性に配慮した教育課程の編成が策定する学部との連続性に配慮した教育課程の編成が策定する。	配慮した教育課程を編成するもの。同
(本)	前号口に該当する他の大学の学部との間で学部との
成検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の 大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教育 の大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教育 に保る場合にあつては、次の各号のいずれにも該 のに限る。 当該他の大学が次のいずれかに該当すること。 当該他の大学が次のいずれかに該当すること。 が高ものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合いるものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合いるものに限る。 がの学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保さいるものに限る。 が設置する他の大学が次のに限る。)の社員が設置する他の 係る業務を行うものに限る。)の社員が設置する他の 係る業務を行うものに限る。)の社員が設置する他の 様に配慮した教育課程を編成するもの 程を編成すること。 程を編成すること。 程を編成すること。 程を編成すること。 程を編成すること。 程を編成すること。 程を編成すること。 を調けるにあったともの で学部との連続性に配慮した教育課程を編成するところにより当該大学院を置く大学の設置 はに配慮した教育課程を編成するもの はに配慮した教育課程を編成するもの が策定する学部との連続性に配慮した教育課程の編成 が策定する学部との連続性に配慮した教育課程の編成 が策定する学部との連続性に配慮した教育課程の編成 が策定する学部との連続性に配慮した教育課程の編成 が策定する学部との連続性に配慮した教育課程の編成 が策定する学部との連続性に配慮した教育課程の編成	る方針
点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の (表検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の 大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教 の大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教 の大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教 一大学等連携推進法人(当該大学院を置く大学の設置する他の 付当該大学院を置く大学の研究科との緊密な連携が確保さ の学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保さ がるものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合 ものに限る。)が設置するもの 係る業務を行うものに限る。)の社員が設置する他の 「特を編成すること。」 程を編成すること。 程を編成すること。 程を編成すること。 程を編成すること。 程を編成すること。 程を編成すること。	の編成
は、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況について自 積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学 の大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教 の場成に係る場合にあつては、次の各号のいずれにも該 の場成に係る場合にあつては、次の各号のいずれにも該 の学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保さ ものに限る。)が設置するもの 係る業務を行うものに限る。)の社員が設置する他の 保る業務を行うものに限る。)の社員が設置する他の 係る業務を行うものに限る。)の社員が設置する他の 係る業務を行うものに限る。)の社員が設置する他の 様に配慮した教育課程を編成するもの 程を編成すること。 程を編成すること。 程を編成すること。 程を編成すること。 程を編成すること。 程を編成すること。 では、次の各号のいずれにも該 当該大学院を置く大学の設置者(その設置する他の がのに限る。)が設置するもの 係る業務を行うものに限る。)の社員が設置する他の イ 前号イに該当する他の大学の学部との連続性に配慮した教育課 性に配慮した教育課程を編成するもの 同号イに規定	の定めるところにより当該大学院を置く大学の設置
点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況について自 積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学 できる。ただ の大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教 の場成に係る場合にあつては、次の各号のいずれにも該 の学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保さいるものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合 ものに限る。)が設置するもの 性質であり、かつ、学部との連続性に配慮した教育 がるものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合 なる業務を行うものに限る。)の社員が設置する他の 保る業務を行うものに限る。)の社員が設置するもの 保る業務を行うものに限る。)の社員が設置するもの と編成すること。 程を編成すること。	配慮した教育課程を編成するもの
程を編成すること。 一	前号イに該当する他の大学の学部との間で学部との
れ次に定める方針に沿つて学部との連続性に配慮した教育を置く大学に関するものといて当該大学院の研究科との緊密な連携が確保さいるものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合いるものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合いるものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合いるものに限る。)が設置するものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合いるものに限る。)が設置するものに限る。)が設置するものとでが、次に掲げる区分に応じ、そ当該大学院を置く大学の設置者(その設置する他の学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保さいるものに限る。)が設置するものに限る。)が設置するものといて対対に対した教育によりで記述ができる。ただる業務を行うものに限る。)の社員が設置するものに限る。)が設置するものといて対対が、次に掲げる区分に応じ、そ当該大学院を置く大学が、次に掲げる区分に応じ、そ当該大学院を置く大学が、次に掲げる区分に応じ、そ当該大学院を置く大学が、次に掲げる区分に応じ、そ当該大学院を置く大学が、次に掲げる区分に応じ、そ当該大学院を置く大学が、次に掲げる区分に応じ、そ当該大学院を置く大学が、次に掲げる区分に応じ、そ当該大学院を置く大学が、次に掲げる区分に応じ、そ	程を編成すること。
取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自 点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の 大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教 の大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教 の対部と当該大学院の研究科とのと ものに限る。)が設置するもの 社員であり、かつ、学部との連続性に配慮した教育 ものに限る。)が設置するもの (係る業務を行うものに限る。)の社員が設置する他の 係る業務を行うものに限る。)の社員が設置するもの 係る業務を行うものに限る。)の社員が設置するもの の学部と当該大学院を置く大学が、次に掲げる区分に応じ、そ	つて学部との連続性
原る業務を行うものに限る。)の社員が設置するもの原組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自意検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教の大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教の学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保さいるものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合ものに限る。)が設置するものといて文部科学大臣が別に定める基準に適合ものに限る。)が設置するもの解密な連携が確保されるものに限る。)が設置するもの解密な連携が確保されるものに限る。)が設置するもの解密な連携が確保されるものに限る。)が設置するものといて文部科学大臣が別に定める基準に適合ものに限る。)が設置するものといる。)が設置するものといる。)が設置するものといる。)の社員が設置するものに限る。)の社員が設置するものに限る。)の社員が設置するものに限る。)の社員が設置するものに限る。)の社員が設置するものに限る。)の社員が設置するものに限る。)の社員が設置するものに限る。)の社員が設置するものに限る。)の社員が設置するものに限る。)の社員が設置するものに限る。)の社員が設置するものに限る。)の社員が設置するものに限る業務を行うともに、教育研究活動等の状況について自	当該大学院を置く大学が、次に掲げる区分に応じ、それ
取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自 「大学等連携推進法人(当該大学院を置く大学の設置 ものに限る。)が設置するもの ものに限る。)が設置するもの 大学等連携推進法人(当該大学院を置く大学の設置する他の 大学等連携推進法人(当該大学院を置く大学の設置する他の 大学等連携推進法人(当該大学院を置く大学の設置する他の 大学等連携推進法人(当該大学院を置く大学の設置する他の ものに限る。)が設置するもの を受けることができる。ただ がるものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合 ものに限る。)が設置するもの を受けることができる。ただ の学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保さ ものに限る。)が設置するもの とのに限る。)が設置するもの とのに限る。)が設置するもの とのに限る。)が設置するもの	のに限る。)の社員が設置するも
取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自 「大学等連携推進法人(当該大学院を置く大学の設置 で大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教 の大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教 の場成に係る場合にあつては、次の各号のいずれにも該 場合に限る。 当該他の大学が次のいずれかに該当すること。 の学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保さ いるものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合 ものに限る。)が設置するもの 大学等連携推進法人(当該大学院を置く大学の設置する他の 大学等連携推進法人(当該大学院を置く大学の設置する他の 大学等連携推進法人(当該大学院を置く大学の設置する他の 大学等連携推進法人(当該大学院を置く大学の設置する他の	り、かつ、学部との連続性に配慮した教育課程
取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自成検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教の大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教の編成に係る場合にあつては、次の各号のいずれにも該場合に限る。 一 当該他の大学が次のいずれかに該当すること。 一 当該大学院を置く大学の設置者(その設置する他のの学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保さいるものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合いるものに限る。) が設置するもの	大学等連携推進法人(当該大学院を置く大学の設置者
取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自	のに限る。)が設置
の学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保された。 「は検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教の無成に係る場合にあつては、次の各号のいずれにも該の編成に係る場合にあつては、次の各号のいずれにも該場合に限る。 当該他の大学が次のいずれかに該当すること。 一当該他の大学が次のいずれかに該当すること。 一当該大学院を置く大学の設置者(その設置する他の が記述の大学が次のいずれかに該当すること。 一つ学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保さる。 一つ学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保さる。 一つ学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保さる。 一つ学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保さる。 一つ学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保さる。 一つ学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保さる。 一つ学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保さる。 一つ学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保さる。 一つ学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保さる。 一つ学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保さる。 一つ学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保さる。 一つ学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保さる。 一つ学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保さる。 一つ学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保さる。 一つ学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保さる。 一つ学部と当該大学院を置く大学の設置者(その設置する他の 一つ学部と当該大学院を置く大学の設置者(その設置する他の 一つ学部と当該大学院を置く大学の設置者(その設置する他の 一つ学部と当該大学院を置く大学の設置者(その設置する他の 一つ学部と当該大学院を置く大学の設置者(その設置する他の 一つ学部と当該大学院を置く大学の設置者(その設置する他の 一つ学部と当該大学院を置く大学の設置者(その設置する他の 一つ学部と当該大学院を置く大学の設置者(その設置する他の 一つ学部と当該大学院を置く大学の設置者(その設置する他の 一つ学部と当該大学院を置く大学の設置者(その設置する他の 一つ学部と当該大学院を置く大学の表にある。 一つ学部と当該大学院を置く大学の表に表に表している。 一つ学の学の表に表している。 一つ学の学のでは、一つ学の表に表している。 一つ学の学の表にある。 一つ学の学の表による。 一つ学の学の表による。 一つ学の学の表による。 一つ学の学の表による。 一つ学のと当該大学の表による。 一つ学の学の表による。 一つ学の学の表による。 一つ学の学の表による。 一つ学の学の表による。 一つ学の学の表による。 一つ学の学の表による。 一つ学の学の学の表による。 一つ学の学の学の学の学の学の学の学の学の学の学の学の学の学の学の学の学の学の学の	るものとして文部科学大臣が別
和 当該大学院を置く大学の設置者(その設置する他の 大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教 の大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教 の編成に係る場合にあつては、次の各号のいずれにも該 の編成に係る場合にあつては、次の各号のいずれにも該 場合に限る。 当該他の大学が次のいずれかに該当すること。 一 当該他の大学が次のいずれかに該当すること。	の学部と当該大学院の研究科との緊密な連携が確保されて
当該他の大学が次のいずれかに該当すること。 遺極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う ことの文部科学大臣の認定を受けることができる。 の編成に係る場合にあつては、次の各号のいずれに 場合に限る。 場合に限る。 当該他の大学が次のいずれかに該当すること。	当該大学院を置く大学の設置者(その設置する他の
場合に限る。 場合に限る。 場合に限る。 、次の各号のいずれにの無成に係る場合にあつては、次の各号のいずれにの大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮しの大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮してとの文部科学大臣の認定を受けることができる。ことの文部科学大臣の認定を受けることができる。ことの文部科学大臣の認定を受けることができる。	の大学が次のいずれか
の編成に係る場合にあつては、次の各号のいずれに意検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動、意検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動、取組を行うとともに、教育研究活動等の状況につい	る場合に限る。
大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮しとの文部科学大臣の認定を受けることができる。極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動線、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動	の編成に係る場合にあつては、次の各号のいずれ
との文部科学大臣の認定を受けることができる。極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動組を行うとともに、教育研究活動等の状況につい	他の大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教育課
極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動組を行うとともに、教育研究活動等の状況につい	文部科学大臣の認定を受けることができる。
検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動組を行うとともに、教育研究活動等の状況につい	な公表並びに学生の教育上適
組を行うとともに、教育研究活動等の状況につい	、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状
	組を行うとともに、教育研究活動等の状況につい

当該学部を置く他の大学が、学 当該学部を置く他の大学が、学 の規定による認定を受けた大学 の規定による認定を受けた大学 で、教育研究上の必要があり、 て、教育研究上の必要があり、 で、教育研究上の必要があり、 で、教育研究上の必要があり、 で、教育研究上の必要があり、 下単位」と読み替えて、これら 大学院は」と、「単位(学校教 大学院は」と、「単位(学校教 大学院は」と、「単位(学校教 大学院は」と、「単位(学校教 大学院は」と、「単位(学校教 大学では」と、「単位(学校教 大学では」と、「単位(学校教 大学では」と、「単位(学校教 大学では」と、「単位(学校教 大学では」と、「単位(学校教 大学では」と、「単位(学校教 大学では、第三条第一項の 大学では、第三条第一項の 大学では、第三条第一項の 大学では、第三条第一項の 大学では、第三条第一項の 大学では、第三条第一項の 大学では、第二条第一項の 大学が、学	関大学院を置く大学及び当該学程特例認定大学に配慮した教育課程を と。 部科学大臣が別に定める事項を を対する。 では、主とした。 を対する。 では、主とした。 を対する。 では、主とした。 を受けた大学の地特定の であって、教育を行う場合であって、 を受けた大学の適切な方法 であるのは「第四十二条 であるのは「第四十二条 であるのは「第四十二条 であるのは「第四十二条 であるのは「単位
(。) 教育研究活動等に関する	車隽を隹售するこのの方針をいう。 法人の社員が設置する大学の間の製

〇専門職大学院設置基準 (平成十五年文部科学省令第十六号)の改正イメージ

めるところにより、学部との連続性に配慮した教育課程の編成第四十五条。専門職大学院を置く大学は、文部科学大臣が別に定第十章。学部との連続性に配慮した教育課程に関する特例。[章を加える。]
--

編 大 の は が 次 学 が 限 部 時 設 部 院 の は す の と 明 設 部 院 の に 学 が で が で が で が で が で が で が で が で が で が	四大学等連携推進法人 置者が社員であり、から 置者が社員であり、から 課程に係る業務を行うする をれぞれ次に定める方針に をれぞれ次に定める方針に 性に配慮した教育課程を 基準の定めるところによ 整置者が策定する学部と 成に係る方針 成に係る方針 でに配慮した教育課程を を記述さるところにより がににいるところにより がににいるところにより がででする学部と
四、大学の学部との間で学部との大学の学部との連続性に配慮した教育課程との連続性に配慮した教育課程をの連続性に配慮した教育課程をの連続性に配慮した教育課程をの連続性に配慮した教育課程をの連続性に配慮した教育課程をの連続性に配慮した教育課程をの連続性に配慮した教育課程をの連続性に配慮した教育課程をの連続性に配慮した教育課程をの連続性に配慮した教育課程をの連続性に配慮した教育課程をの連続性に配慮した教育課程をの連続性に配慮した教育課程をの連続性に配慮した教育課程をの対象を	미 게 敎 건 미
は、大学の設置者(その設置する。)が設置するもの (当該専門職大学院の研究科との緊密な連い大学の学部との連続性に配慮した教育関議が、次に掲げる区分に応じて大学の学部との間で学部との連続性に配慮した教育との連続性に配慮した教育との連続性に配慮した教育との連続性に配慮した教育との連続性に配慮した教育との連続性に配慮した教育との連続性に配慮した教育との連続性に配慮した教育との連続性に配慮した教育との連続性に配慮した教育との連続性に配慮した教育との連続性に配慮した教育との連続性に配慮した教育との連続性に配慮した教育との連続性に配慮した教育課程の	1 教 원
は、大学の設置者(その設置する。)が設置するもの (当該専門職大学院を置く大学の で、学部との連続性に配慮した教 でに沿って学部との連続性に配慮した教 の大学の学部との連続性に配慮した教 の大学の学部との連続性に配慮した教 の大学の学部との連続性に配慮した教 の世続性に配慮した教 の世続性に配慮した教 の世続性に配慮した教 の世続性に配慮した教 の世続性に配慮した教	세 敎 전 미
は、大学の設置者(その設置する。)が設置するもの (当該専門職大学院を置く大学の 、学部との連続性に配慮した教 のに限る。)の社員が設置する 、大学が、次に掲げる区分に応じ 、大学が、次に掲げる区分に応じ 、大学が、次に掲げる区分に応じ 、大学が、次に掲げる区分に応じ 、大学が、次に掲げる区分に応じ	イ教そ 基性育れ当の課置 準に前課で該程者大
では、大学の設置者(その設置するとして文部科学大臣が別に定める。)が設置するもの(当該専門職大学院を置く大学の大学が、次に掲げる区分に応じて大学が、次に掲げる区分に応じて対のて学部との連続性に配慮した教のに限る。)の社員が設置するした対の大学の学部との連続性に配慮した教のに限る。)の社員が設置するした対域が、次に掲げる区分に応じて対域が、次に掲げる区分に応じて対域が、次に掲げる区分に応じて対域が、次に掲げる区分に応じて対域が、次に掲げる区分に応じて対域が、次に掲げる区分に応じて対域が、次に掲げる区分に応じて対域が、次に掲げる区分に応じて対域が、次に掲げる区分に対域を関するという。	イ 教 そ ロ ロ 性 育 れ 当 の 課 置 に 前 課 ぞ 該 程 者 大
回く大学の設置者(その設置する。)が設置するもの (当該専門職大学院を置く大学の でで、学部との連続性に配慮した数でのに限る。)の社員が設置するもの (当該専門職大学院を置く大学の で、学部との連続性に配慮した数でで、次に掲げる区分に応じる。)の社員が設置するものに沿って学部との連続性に配慮した数である。	イ教 そ ロ
は大学の設置者(その設置するの。)が設置するもの (当該専門職大学院を置く大学の で、学部との連続性に配慮した教の、学部との連続性に配慮した教の、学部との連続性に配慮した教の、学が、次に掲げる区分に応じたが、学部との連続性に配慮した教のに限る。)の社員が設置する	教 そ
大学院を置く大学の設置者(その設置する大学院を置く大学の設置者(その設置するものに限る。)が設置するものはは大学院の研究科との緊密な連と当該専門職大学院の研究科との緊密な連と当該専門職大学院の研究科との緊密な連をできたが、かつ、学部との連続性に配慮した教あり、かつ、学部との連続性に配慮した教務を行うものに限る。)の社員が設置する、教を行うものに限る。)の社員が設置する、教を行うものに限る。)の社員が設置する、教を行うものに限る。)の社員が設置する、教を行うものに限る。)の社員が設置する、対象を行うものに限る。)の社員が設置する、対象を行うものに限る。)の社員が設置する。	そ
学院を置く大学が、次に掲げる区分に応じ 大学院を置く大学の設置者(その設置する ものに限る。)が設置するもの ものに限る。)が設置するもの ものに限る。)が設置するもの 推進法人(当該専門職大学院を置く大学の が設置するもの がかつ、学部との連続性に配慮した教 あり、かつ、学部との連続性に配慮した教 あり、かつ、学部との連続性に配慮した教	当の課置 該 程者大
務を行うものに限る。)の社員が設置する大学院を置く大学の設置者(その設置するものものに限る。)が設置するものものに限る。)が設置するものものに限る。)が設置するものものに限る。)が設置するものに限る。)が設置するものに限る。)が設置するものに限る。)が設置するものに限る。)の社員が設置すると当該専門職大学院の研究科との緊密な連大学院を置く大学の設置すると	の課置 程者大
務を行うものに限る。)の社員が設置する大学院を置く大学の設置者(その設置するものものに限る。)が設置するものものに限る。)が設置するものものに限る。)が設置するものものに限る。)が設置するものは、当該専門職大学院の研究科との緊密な連と当該専門職大学院の研究科との緊密な連と当該専門職大学院の研究科との緊密な連と当該専門職大学院の研究科との緊密な連と当該専門職大学院の研究科との緊密な連と当該専門職大学院の研究科との影響する	課 置 程 者 大
あり、かつ、学部との連続性に配慮した教大学院を置く大学の設置者(その設置するものとして文部科学大臣が別に定めるものに限る。)が設置するもの 推進法人(当該専門職大学院を置く大学の 推進法人(当該専門職大学院の研究科との緊密な連 と当該専門職大学院の研究科との緊密な連	置
推進法人(当該専門職大学院を置く大学のと当該専門職大学院の研究科との緊密な連と当該専門職大学院の研究科との緊密な連と当該専門職大学院の研究科との緊密な連と当該専門職大学院の研究科との緊密な連	
ものに限る。)が設置するもの大学院を置く大学の設置者(その設置する大学院の研究科との緊密な連と当該専門職大学院の研究科との緊密な連と当該専門職大学院の研究科との緊密な連	
いるものとして文部科学大臣が別に定めると当該専門職大学院の研究科との緊密な連大学院を置く大学の設置者(その設置する大学のとの対象を表現している。	準に適合する
と当該専門職大学院の研究科との緊密な連大学院を置く大学の設置者(その設置する大学の設置者)	が確保されて
(その設置する	の大学の学部
のしておれい言	イ 当該専門職
大学が欠りいずれいこ亥当すること。	一 当該他の大学が次
る場合に限る。 	れにも該当する場合に限る
程の編成に係る場合にあっては、次の各号のいず	慮した教育課程の
他の大学の学部との間で行う学部との連続性に配	る。ただし、他の
行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けることができ	行う大学であるこ
の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を	活動等の状況の積
う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究	ついて自ら行う点検

○学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の改正イメージ

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標	第百六十五条の二 [略] 2 [略] 2 [略] 2 [略] 2 [略] 2 [略]	改正後
記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	第百六十五条の二 [同上]	改正前

連続課程特例認定大学の認定等に係る告示に規定する事項のイメージについて

1. 文部科学大臣の認定の基準及び手続等に係る告示のイメージ

- ○連続課程特例認定大学の認定等に関する規程の整備
- ・ 大学院設置基準等の改正規定に基づき、連続課程特例認定大学の認定等に関する規程 を整備するもの。具体的には以下のとおり。
- 認定基準は次のとおりとする。
 - ① 自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること及び教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。
 - ② 申請日の直近の認証評価において適合認定を受けていること。
 - ③ 申請日5年以内に、法令等に違反したことがある、財務状況が健全でない、教育条件・管理運営が適性を欠く、といった欠格条項に該当しないこと。
 - ④ 申請計画書において、効果的な学部との連続性に配慮した教育課程の編成の内容、当該効果的な学部との連続性に配慮した教育課程の編成が学部における教育と大学院の研究科における教育の円滑な接続に資する取組である根拠、学生に対する適切な配慮のための具体的な措置等が明らかにされていること。
 - ⑤ 申請計画書の内容が、円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
- ・ 認定を受けようとする大学は、申請書に申請計画書等を添付して文部科学大臣に申請 するものとする。
- ・ 文部科学大臣は、申請があった場合には、中央教育審議会大学分科会の審査を経て、 認定するかどうかを決定し、速やかにその結果を通知するものとする。
- 上記のほか、公示、報告の徴収等、措置の要求、認定の取消し等について規定を整備する。

2. 他大学との間で行う場合の認定要件に係る告示のイメージ

- ○大学等連携推進法人の認定等に関する規程の改正
- ・ 大学等連係推進法人に係る以下の事項に学部との連続性に配慮した教育課程を追加するもの。
 - ① 大学等連携推進業務として管理する事務の内容
 - ② 大学等連携推進方針に記載する連携の内容
 - ③ 大学等連携推進法人の認定の際の公示の内容
- ○複数大学設置法人が設置する大学間の緊密な連携が確保されているものとして文部科 学大臣が定める基準等の制定
- ・ 大学院設置基準等の改正規定に基づき、複数大学設置法人が設置する大学間において 緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が定める基準等を整備するもの。 具体的には以下のとおり。
- 緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が定める基準は次のとおりとする。
 - ① 複数大学設置法人が設置する大学間の連携した教育研究活動の実施に関する基本方針を策定し、公表していること。
 - ② ①の方針において、以下の事項が記載されていること
 - i 当該連携した教育研究活動の実施を中核となって行う者に関する事項

- ii 当該大学間における学部との連続性に配慮した教育課程の編成の継続的かつ安定的な実施の ため必要な事項
- iii その実施についての当該大学間の役割分担に関する事項
- ③ ①の方針の下、当該大学間の緊密な連携協力体制が継続的に運用されていること
- 複数大学設置法人において、その策定した①の方針を文部科学大臣に届け出るものとする。
- ○学部との連続性に配慮した教育課程の編成・実施に係る協議事項を定める件
- ・ 大学院設置基準等の改正規定に基づき、大学院を置く大学及び学部を置く他の大学が、 学部との連続性に配慮した教育課程を編成し、実施するために、協議の場において協議 する事項を定めるもの。具体的には以下のとおり。
 - ① 卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れ に関する方針に関する事項
 - ② 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事項
 - ③ 学生の計画的な教育課程の履修その他の修学に係る支援に関する事項
 - ④ その他学部との連続性に配慮した教育課程を編成し、及び実施するために必要な事項